

北広島市クリーンセンター
廃棄物受入基準
(事業系一般廃棄物及び産業廃棄物)

令和3年4月1日 制定

令和3年10月1日 施行

北広島市市民環境部環境課

1 施設受入体制

北広島市クリーンセンター

所在地 北広島市輪厚 723 番地

受入時間 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

休日 日曜日、1 月 1 日から 1 月 3 日まで

2 廃棄物の搬入・受入手順

(1) 自己搬入の手順

事前の予約や連絡の必要はありません。

搬入・受入手順の概要については以下のとおりです。

- ① 自己搬入前に、市の分別区分に従い、廃棄物を必ず分別してください。
- ② 廃棄物搬入申込書に必要事項を記入し受付に提出してください。
- ③ 受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、排出者及び搬入者の確認を行います。受入可能と判断した場合には、資源ごみは管理棟前の回収ボックスにて回収します。
- ④ その他の廃棄物については車両で計量後、荷下ろし場所までお進みください。
- ⑤ 荷下ろし場所で職員の指示に従い、分別内容を伝え、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。
- ⑥ 計量後、支払窓口で手数料をお支払いください。

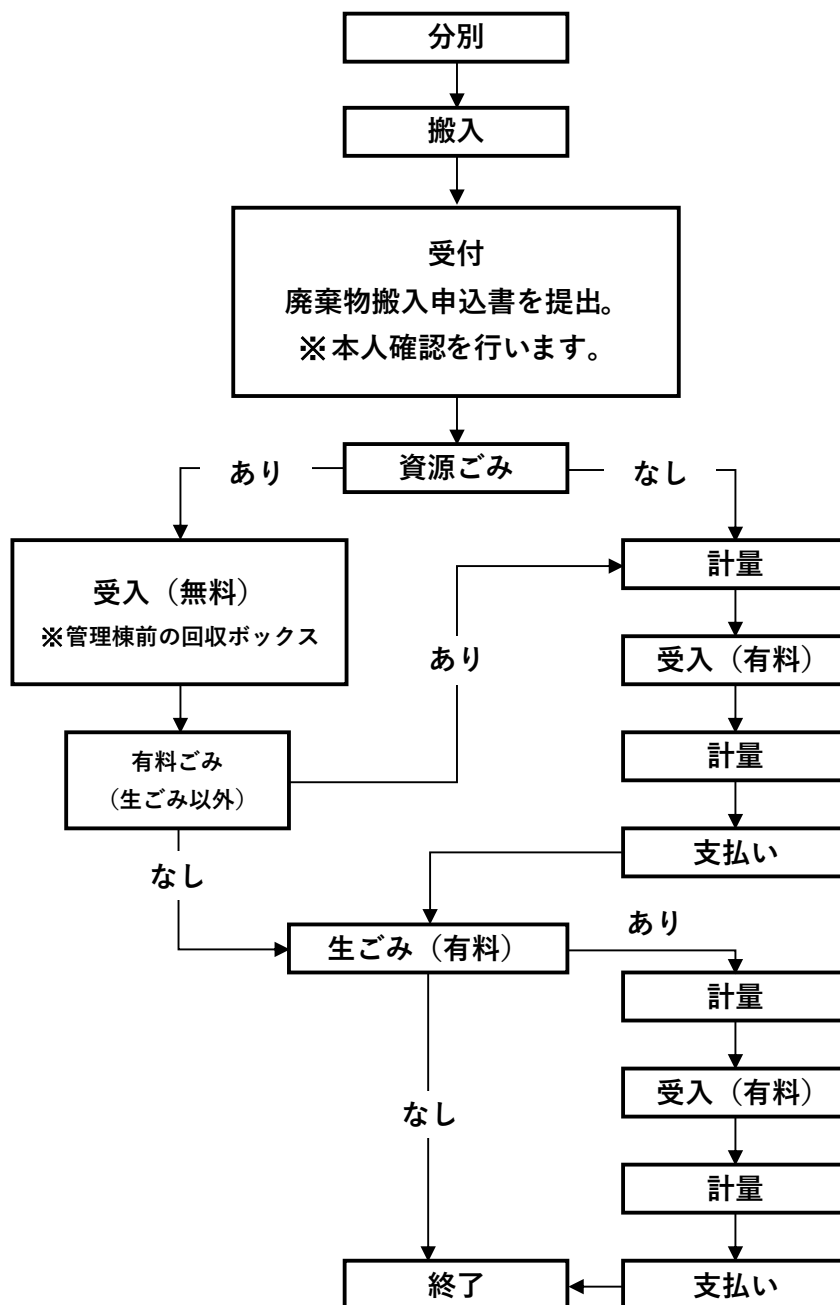
注意

- ・廃棄物は市の分別区分に従い、事前に必ず分別してください。
- ・内容が確認できない場合は搬入をお断りしています。
- ・搬入する廃棄物が、市の分別区分に従って分別されていない又は受入基準を満たしていない場合は、受入できません。
- ・生ごみを搬入する場合、生ごみ以外の廃棄物を下ろした後に再度、生ごみの重量を計量し、その後、手数料のお支払いをお願いします（上記⑤、⑥の手順を再度行う。）。

(2) 荷下ろしについて

積載物を廃棄物として処理しないために、また、車両を傷つけないために荷下ろしは原則、搬入者ご自身で行って頂きます。

ご自身で安全に荷下ろしできるように、搬入物に応じて同乗者の同行をお願いします。



搬入・受入のフロー図

3 受入対象者

北広島市クリーンセンターに廃棄物を搬入できる具体的な対象者や条件は以下の（１）及び（２）のとおりです。

なお、排出者本人及び搬入者の本人確認ができない場合や、廃棄物の分別がなされていない場合には、受入することはできません。

（１）事業活動に伴う廃棄物を搬入する事業者

事業者がその事業活動に伴って市内で発生した廃棄物を自ら収集運搬し、北広島市クリーンセンターで処理を依頼する際は、以下の搬入条件を満たした場合に限り、搬入することができます。

自ら収集運搬できない場合は、収集運搬許可業者に収集運搬を委託してください。

搬入条件

- ア 北広島市内で発生した**廃棄物**であること。
搬入時に、その廃棄物が市内で発生したものであるかを確認します。
- イ 事前に**廃棄物が市の分別区分に従って、分別されていること**。
- ウ 受入対象廃棄物（４の（１）に該当する事業系一般廃棄物または産業廃棄物）であること。
- エ 本人確認ができていること。
搬入者の本人確認は**運転免許証**で確認します。
搬入者と事業者との関係がわかるもの（社員証、名刺等）があれば提示をお願いします。

（２）許可業者（一般（産業）廃棄物収集運搬業）

一般（産業）廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、市内で発生した廃棄物を北広島市クリーンセンターへ搬入することができます。

搬入条件

- ア 受入対象廃棄物（４の（１）に該当する事業系一般廃棄物または産業廃棄物）であること。

4 受入対象廃棄物

(1) 受入対象廃棄物

北広島市クリーンセンターで受入できる廃棄物は、以下のアからウのすべてに該当する廃棄物です。

- ア 北広島市内で発生した廃棄物
- イ 市の分別区分に従って、分別された廃棄物
- ウ 次のいずれかの廃棄物に該当するもの
 - ・一般廃棄物処理計画に定める事業系一般廃棄物（事業活動に伴って発生した事業系一般廃棄物）
 - ・市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物に定める産業廃棄物

(2) 受入できない廃棄物

以下のアからウのいずれかに該当する廃棄物等は受入れできません。
専門業者や許可業者に処理を依頼してください。

- ア 市の分別区分に従って、分別されていない廃棄物
- イ 一般廃棄物処理実施計画に定める事業系一般廃棄物のうち、適正処理困難物
- ウ 市が一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物に定められている産業廃棄物以外の産業廃棄物
- エ 受入基準を満たさない廃棄物

5 廃棄物処理手数料

・事業系一般廃棄物（生ごみを除く）	10 キログラムにつき	118 円（税込）
・生ごみ	10 キログラムにつき	86 円（税込）
・産業廃棄物	10 キログラムにつき	237 円（税込）

※収集運搬許可業者へ処理を委託する場合の料金等については、各収集運搬許可業者にご確認ください。